

知多市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定により、道路上に放置された違法放置等物件を除去し、一時保管したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該違法放置等物件の占有者等は、知多市都市整備部土木課に申し出ること。

令和6年4月15日

知多市長 宮 島 壽 男

1 保管した違法放置等物件

別紙のとおり

2 除去した違法放置等物件の放置されていた場所

別紙のとおり

3 違法放置等物件を除去した日

別紙のとおり

4 違法放置等物件の保管を開始した日

別紙のとおり

5 違法放置等物件の保管場所

別紙のとおり

6 連絡先

知多市役所土木課（管理チーム） 電話0562-36-2670

7 所有権の帰属

告示の日から起算して6か月を経過してもなお保管した違法放置物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は知多市長に帰属する。

## 別紙

保管した違法放置物件			保管した違法放置物件が放置されていた場所	違法放置物件を除去した日時	違法放置物件の保管を始めた日時	違法放置物件の保管場所
名称又は種類	形状	数量				
普通自転車	メーカー:不明 車体の色:黒 車体番号:なし 防犯登録:21-リ-20300	1台	岡田字三芳橋111付近	令和6年4月11日 14時00分	令和6年4月11日 14時30分	知多市南浜町22番1